

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改正案

現行

（同一の会社等の集団に属する会社等への貸付け及び経営を共同で支配する会社等への貸付け）

第一条 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号。以下「令

」という。）第一条の二第六号に規定する会社等の総株主又は総出資者の共同の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けとして内閣府令で定めるものは、同号ロに掲げる会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の総株主又は総出資者の同意に基づくものとする。

（新設）

2 令第一条の二第六号イに規定する内閣府令で定めるものは、会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等（組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）である場合にあつては、その総組員又は総構成員が法人（外国の法令に準拠して設立された法人を含む。）であるものに限る。）とする。

3 前項の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この条において同じ。）。

一 別の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）をいう。第四項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 別の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 別の会社等の議決権の総数に対する次に掲げる議決権の数の合計数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

- 
- (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の合計数の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の役員（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第三号に規定する役員をいう。）
- (2) 自己の業務を執行する社員
- (3) 自己の使用人
- (4) (1)から(3)までに掲げる者であつた者
- ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。
- ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配
-

していることが推測される事実が存在すること。

4 会社等及びその一若しくは二以上の子会社等又は当該会社等の一若しくは二以上の子会社等が財務及び事業の方針の決定を支配している他の会社等は、前二項の適用については、当該会社等の子会社等とみなす。

5 令第一条の二第六号ロに規定する内閣府令で定める割合は、百分の二十とする。

(電磁的記録)

第一条の二 (略)

(電磁的方法)

第一条の二の二 (略)

(個人信用情報の対象とならない契約)

第一条の二の三 (略)

第一条の二の四 (略)

(貸金業法施行令に係る電磁的方法)

第一条の四 令第三条の二の五から第三条の五までの規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(電磁的記録)

第一条 (略)

(電磁的方法)

第一条の二 (略)

(個人信用情報の対象とならない契約)

第一条の二の二 (略)

第一条の二の三 (略)

(貸金業法施行令に係る電磁的方法)

第一条の四 貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号。以下「令」という。)第三条の二の五から第三条の五までの規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち貸金業者が使用するもの

二 (略)

(取締役等と同等以上の支配力を有する者)

第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。以下同じ。）の百分の二十五を超える議決権に係る株式又は出資（以下「株式等」という。）を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している個人

2 (略)

第五条の三の二 法第三条第一項の登録を受けようとする者が非営利特例対象法人である場合にあつては、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、前条に規定するもののほか、当該

一 第一条の二第一項第二号に定める方法のうち貸金業者が使用するもの

二 (略)

(取締役等と同等以上の支配力を有する者)

第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。以下同じ。）の百分の二十五を超える議決権に係る株式又は出資（以下「株式等」という。）を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している個人

2 (略)

第五条の三の二 法第三条第一項の登録を受けようとする者が非営利特例対象法人である場合にあつては、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、前条に規定するもののほか、当該

者の貸金業の業務が次に掲げるすべての要件に該当して行われることとする。

一 (略)

二 当該登録を受けた日以後行う貸付けによる利息の収入があるときは、各事業年度における当該利息の収入額に占める特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者(第一条の二の四第六項に規定する生活困窮者をいう。次項において同じ。)を支援するための貸付けに係る利息の収入額の割合が百分の五十を超えていること。

三 (略)

2 (略)

(指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務の例外)

第十条の十六 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める貸付けの契約は、次に掲げる契約とする。

一 (略)

二 第一条の二の三第二号から第五号までに掲げる契約

第十条の十六の二 貸金業者が特定非営利金融法人(第一条の二の四第二項に規定する特定非営利金融法人をいう。以下同じ。)である場合にあつては、法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める貸付けの契約は、前条各号に掲げるもののほか、特定貸付契約(第一条の二の四第三項に規定する特定貸付契約をいう。以下同じ。)及

者の貸金業の業務が次に掲げるすべての要件に該当して行われることとする。

一 (略)

二 当該登録を受けた日以後行う貸付けによる利息の収入があるときは、各事業年度における当該利息の収入額に占める特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者(第一条の二の三第六項に規定する生活困窮者をいう。次項において同じ。)を支援するための貸付けに係る利息の収入額の割合が百分の五十を超えていること。

三 (略)

2 (略)

(指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務の例外)

第十条の十六 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める貸付けの契約は、次に掲げる契約とする。

一 (略)

二 第一条の二の二第二号から第五号までに掲げる契約

第十条の十六の二 貸金業者が特定非営利金融法人(第一条の二の三第二項に規定する特定非営利金融法人をいう。以下同じ。)である場合にあつては、法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める貸付けの契約は、前条各号に掲げるもののほか、特定貸付契約(第一条の二の三第三項に規定する特定貸付契約をいう。以下同じ。)及

び当該特定貸付契約に係る保証契約とする。

(個人過剰貸付契約から除かれる契約)

第十条の二十一 法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 一七 (略)

八 第一条の二の三第二号から第五号までに掲げる契約

2 (略)

(基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件等)

第十条の二十四 法第十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる基準のいずれかを満たすこととする。

一 極度方式基本契約(第一条の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約を除く。)の契約期間を当該極度方式基本契約を締結した日から同日以後一月以内の一定の期日までの期間及び当該一定の期日の翌日以後一月ごとの期間に区分したそれぞれの期間において、当該期間内に行つた当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額を含む。)の合計額が五万円(当該極度方式基本契約が特定緊急貸付契約で

び当該特定貸付契約に係る保証契約とする。

(個人過剰貸付契約から除かれる契約)

第十条の二十一 法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 一七 (略)

八 第一条の二の二第二号から第五号までに掲げる契約

2 (略)

(基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件等)

第十条の二十四 法第十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる基準のいずれかを満たすこととする。

一 極度方式基本契約(第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約を除く。)の契約期間を当該極度方式基本契約を締結した日から同日以後一月以内の一定の期日までの期間及び当該一定の期日の翌日以後一月ごとの期間に区分したそれぞれの期間において、当該期間内に行つた当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額を含む。)の合計額が五万円(当該極度方式基本契約が特定緊急貸付契約で

ある場合にあつては、零とする。)を超え、かつ、当該期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む。)の合計額が十万円(当該極度方式基本契約が特定緊急貸付契約である場合にあつては、零とする。)を超えること。

二 (略)

2 (略)

第十条の二十四の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合における前条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第一条の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」とあるのは、「第一条の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約、第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約又は特定貸付契約」とする。

(極度方式基本契約に係る定期的な調査)

第十条の二十五 (略)

2 (略)

ある場合にあつては、零とする。)を超え、かつ、当該期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む。)の合計額が十万円(当該極度方式基本契約が特定緊急貸付契約である場合にあつては、零とする。)を超えること。

二 (略)

2 (略)

第十条の二十四の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合における前条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」とあるのは、「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約、第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約又は特定貸付契約」とする。

(極度方式基本契約に係る定期的な調査)

第十条の二十五 (略)

2 (略)



3 法第十三条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 当該極度方式基本契約が、第一条の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約である場合

第十条の二十五の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合における前条第三項第四号の規定の適用については、同号中「第一条の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」とあるのは、「第一条の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約、第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約又は特定貸付契約」とする。

(債権譲渡後の受取証書の交付)

第二十三条 (略)

2～5 (略)

6 法第二十四条第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、債権を譲り受けた者が、当

3 法第十三条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 当該極度方式基本契約が、第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約である場合

第十条の二十五の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合における前条第三項第四号の規定の適用については、同号中「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」とあるのは、「第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約、第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約又は特定貸付契約」とする。

(債権譲渡後の受取証書の交付)

第二十三条 (略)

2～5 (略)

6 法第二十四条第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、債権を譲り受けた者が、当

該債権に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 (略)

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項

イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち債権を譲り受けた者が使用するもの

ロ (略)

三 (略)

7 (略)

(保証等に係る求償権等取得後の受取証書の交付)

第二十六条の四 (略)

25 (略)

6 法第二十四条の二第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、保証業者が、保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 (略)

該債権に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 (略)

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項

イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち債権を譲り受けた者が使用するもの

ロ (略)

三 (略)

7 (略)

(保証等に係る求償権等取得後の受取証書の交付)

第二十六条の四 (略)

25 (略)

6 法第二十四条の二第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、保証業者が、保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 (略)

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項  
イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち保証業者が  
使用するもの

ロ (略)

三 (略)

7 (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の受取証書の交付)

第二十六条の九 (略)

2～5 (略)

6 法第二十四条の三第二項において読み替えて準用する法第十八条  
第四項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済者が、受託弁  
済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に  
基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げ  
る事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間  
内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないことと  
する。

一 (略)

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項

イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち受託弁済者  
が使用するもの

ロ (略)

三 (略)

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項  
イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち保証業者が使用  
するもの

ロ (略)

三 (略)

7 (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の受取証書の交付)

第二十六条の九 (略)

2～5 (略)

6 法第二十四条の三第二項において読み替えて準用する法第十八条  
第四項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済者が、受託弁  
済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に  
基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げ  
る事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間  
内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないことと  
する。

一 (略)

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項

イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち受託弁済者が使  
用するもの

ロ (略)

三 (略)

7 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)

第二十六条の十四 (略)

2～5 (略)

6 法第二十四条の四第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が、当該求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に對し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 (略)

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項  
イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち保証等に係る求償権等を譲り受けた者が使用するもの

ロ (略)

三 (略)

7 (略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)

第二十六条の二十 (略)

2～5 (略)

7 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)

第二十六条の十四 (略)

2～5 (略)

6 法第二十四条の四第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が、当該求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に對し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 (略)

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項  
イ 第一条の二第一項第二号に定める方法のうち保証等に係る求償権等を譲り受けた者が使用するもの

ロ (略)

三 (略)

7 (略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)

第二十六条の二十 (略)

2～5 (略)

6 法第二十四条の五第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が、当該求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 (略)

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項  
イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が使用するもの

ロ (略)

三 (略)

7 (略)

(個人信用情報の提供を必要としない契約)

第三十条の十二 法第四十一条の三十五第一項に規定する極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものは、第一条の二の三各号に掲げるものとする。

(信用情報の提供等に係る同意を不要とする場合)

第三十条の十四 (略)

2 法第四十一条の三十六第二項に規定する内閣府令で定めるものは

6 法第二十四条の五第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が、当該求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 (略)

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項  
イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が使用するもの

ロ (略)

三 (略)

7 (略)

(個人信用情報の提供を必要としない契約)

第三十条の十二 法第四十一条の三十五第一項に規定する極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものは、第一条の二の二各号に掲げるものとする。

(信用情報の提供等に係る同意を不要とする場合)

第三十条の十四 (略)

2 法第四十一条の三十六第二項に規定する内閣府令で定めるものは

、第一条の二の三各号に掲げる契約とする。

、第一条の二の二各号に掲げる契約とする。